（日本産業規格Ａ４）

別記様式第一号（第４条第１項関係）

 　　　　　　 　　 （第１面）

|  |
| --- |
|  　　年　　月　　日国土交通大臣　　殿 申請者 商号、名称又は氏名  （法人である場合は代表者の氏名） 　　 登　　録　　申　　請　　書 不動産投資顧問業登録規程第４条第１項の規定により、不動産投資顧問業の登録の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 |

　　　　　　　 　　 （第２面）

|  |  |
| --- | --- |
| ※ 登録番号 |  第　　　号 （令和　　年　　月　　日） |
| １.投資顧問業の種類 |  一般不動産投資顧問業　　総合不動産投資顧問業 |
| ２.法人・個人の別 |  法人 個人 |
|  （ ふ り が な ）３.商号又は名称 |  |
|  （ ふ り が な ）４.氏　 　　　　 名 （法人である場合は代表者氏名） |  |
| ５.資 本 金 額 |  |
| ６.役　　　　　 員 |
|  （ ふ り が な ） 氏　　　 　 名 |   役 職 名 |  常勤・非常勤の別 |
|  |  |  常勤 非常勤 |
|  |  |  常勤 非常勤 |

（記載上の注意）

 １　「※登録番号」には、記載しないこと。

 ２　「１.投資顧問業の種類」は、該当するものに○印を付けること。

 ３　「２. 法人・個人の別」は、該当するものに○印を付けること。

 ４　「３.商号又は名称」、「４.氏名」

 （１）　法人は商号を「３.商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「４.氏名」に記載すること。

 （２）　個人は、「３.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は、屋号等の名称を記載することができる。

 （３）　外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「４.氏名」に（　）書きで併せて記載することができる。

 ５　「５.資本金額」には、出資総額を含む。

 ６　「６.役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （第３面）

７.第４条第１項第３号又は第４号に規定する重要な使用人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  （ ふ り が な ） 氏　　　 　 名 （使用人の種類） |  職 名 |  統括する業務の別 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 　名 |  |  |

 （記載上の注意）

 １　第４条第１項第３号に規定する重要な使用人の種類（営業所の業務を統括する者、不動産の価値の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者、助言の業務を行う者、判断業務統括者等）を「氏名」に付記することとし、複数の種類に該当する場合は、その該当するすべての種類を付記すること。

 ２ 「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。

 ３　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に記載すること。

　　　　　　　 　　 （第４面）

８.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　称 |  設置年月日 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 　店 |  |  |

 （記載上の注意）

 １　「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。

 ２　「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。

 ３　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

　　　　　　 　　 （第５面）

９.業務の方法

|  |
| --- |
|  |

 （記載上の注意）

 次の各項目につき記載すること。

 １　投資助言業務又は投資一任業務の対象となる不動産の種類（例：業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域

 ２　助言の方法（例：単発的な取引に係る助言、一定期間継続的な資産運用に係る助言等）

 ３　報酬体系

 （１）顧客が不動産投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。

 （２）会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。

 （３）成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。

 ４ 報酬の支払時期

　 ５　匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

　 ６　総合不動産投資顧問業者の登録をしようとする者にあっては、不動産の運用実績の開示について、ＧＩＰＳ基準（資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示を確保するために定められた国際共通基準をいう。）に準拠表明をしたものである場合には、その旨

 （第６面）

１０.既に有している免許、許可又は登録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業 の 種 類 | 免許等の番号 | 免許等の年月日 |
| １．金融商品取引法第２９条の登録 |  |  |
| ２．宅地建物取引業法第３条第１項の免許 |  |  |
| ３．不動産特定共同事業法第３条第１項の許可 |  |  |

 （記載上の注意）

 １から３までのうち該当するものに○印を付け、その免許等の番号、年月日を記載すること。 （第７面）

１１.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

|  |
| --- |
|  |

 （記載上の注意）

 １ 定款の内容に従って記載すること。定款の定めがない場合、日本標準産業分類表細分類に従って記載すること。

 ２ 第７条第１項第１６号ヘの不動産投資事業については、当該事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域を記載すること。

 　　 （第８面）

１２.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  （ふりがな） 商号、名称又は氏名 |  |  住 　　所 |
| 保有する株式の数又は出資の金額 | 割 合 |
|  |  |  |  |

 （記載上の注意）

 １　「主要株主」とは、法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。

 ２　「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

 ３　実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。

 ４ 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（　　）書きで記載すること。

 ５　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

 　　　　　　 　　 （第９面）

１３.役員の兼職の状況

|  |  |
| --- | --- |
|  　 (ふりがな） 役員の氏名 | 常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類 |
|  |  |

 （記載上の注意）

 １　「常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」の業務の種類又は他に営んでいる事業の種類は、定款の内容に従って記載すること。※定款記載の事業において、主たる事業のみ記載。定款の定めがない場合、日本標準産業分類表細分類に従って記載すること。

 ２　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を第９面の次に添付すること。

別記様式第二号（第４条第３項第１号関係）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　国土交通大臣　殿　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　商号、名称又は氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人である場合は代表者の氏名）誓　　　　　　　約　　　　　　　書（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする個人の場合）私並びに不動産投資顧問業登録規程第４条第１項第４号に規定する重要な使用人は、不動産投資顧問業登録規程第７条第１項第２号から第１３号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人の場合）私並びに不動産投資顧問業登録規程第４条第１項第３号に規定する役員及び重要な使用人は、不動産投資顧問業登録規程第７条第１項第２号から第１２号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。 |

（記載上の注意）

 １　申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする個人である場合においては、（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人の場合）及び（総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合）の文言を消して使

用すること。

　 ２　申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人である場合においては、（一般不動産投資顧問業の

　　　登録を受けようとする個人の場合）及び（総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合）の文言を消して使

用すること。

３　申請者が総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては、（一般不動産投資顧問業の登録を受けよ

うとする個人の場合）及び（一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする法人の場合）の文言を消して使用する

こと。

別記様式第三号（第４条第３項第２号関係）

登録申請者等履歴書

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）氏　名 |  |
| 現住所 | （郵便番号） 電話番号（　　　 ）　　　　 -　　　　 |
| 　　　　　役職名等 | 　　 | 生年月日 | 　　　年　　　月　　　日　（満　　歳） |
| 　　　統括する業務の別 | 　　 |
| 職歴及び兼職状況 | 期　　間 | 内　　容 |
| 自　　　年　月　日至　　　年　月　日 |  |
| 賞罰 | 年　　月　　日 | 賞　　罰　　の　　内　　容 |
|  |  |
|  上記のとおり相違ありません。 年　　月　　日　　　　氏名　　　　　　　　 |

（記載上の注意）

　１　「登録申請者等」とは、第４条第３項第２号に規定する登録申請者（法人である場合は、その役員）及び重要な使用人をいう。

　２　「統括する業務の別」には、判断業務統括者が統括する業務の別（投資判断、売買、貸借、管理等）を記載すること。

３　「内容」には、当該職務に係る不動産の種類（業務用ビル、商業施設、住宅等）、規模及び所在する地域並びに業務の種類（投資判断、助言、売買、貸借、管理等）を記載すること。

　 ４　「賞罰」には、第７条第１項第６号及び第７号に係るものすべてを記載すること。

別記様式第四号（第４条第３項第４号関係）

登録申請者等の保有する資格の登録番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資　格　の　種　類 | （ふりがな）氏　　名 | 登 録 番 号（登録年月日） |
|  1.宅地建物取引業法第２条第４号に規定する宅地建物取引士 |  |  |
|  2.不動産の鑑定評価に関する法律第１５条第１項の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 |  |  |
|  3.不動産特定共同事業法施行規則第２１条第１項第３号の証明を受けた者 |  |  |

（記載上の注意）

　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を本様式の次に添付すること。

別記様式第十四号（第８条第１項関係）

|  |
| --- |
|  　　年　　月　　日　　国土交通大臣　　殿 住所 商号、名称又は氏名  （法人である場合は、代表者の氏名）変　更　届　出　書　下記の事項について変更しましたので、不動産投資顧問業登録規程第８条第１項の規定により届け出ます。記 |
|  | 変更年月日 | 変更に係る事項 |  |
| 変　更　前 | 変　更　後 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |

（記載上の注意）

１　記載しきれないときは、この様式により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第十五号（第９条関係）

|  |
| --- |
|  年　　月　　日　　国土交通大臣　　殿 住所 商号、名称又は氏名  （法人である場合は代表者の氏名）廃　業　等　届　出　書　下記の事由に該当することになりましたので、不動産投資顧問業登録規程第９条の規定により届け出ます。記 廃業等をした不動産投資顧問業者の商号、名称又は氏名 登録番号 該当事由発生年月日 該当事由 届出者と不動産投資顧問業者との関係 |

（記載上の注意）

１　「該当事由」には、不動産投資顧問業登録規程第９条のうち該当する事由の号番号を記載すること。ただし、第5号に該当する場合は、その理由も併せて記載すること。

別記様式第十六号（第１２条関係）

 30㎝以上

|  |  |
| --- | --- |
|  20 ㎝ 以 上 | 不動産投資顧問業者登録票一般不動産投資顧問業登録番号　国土交通大臣第△△△号（不動産投資顧問業者の商号、名称又は氏名） |

（記載上の注意）

１　「○○不動産投資顧問業」には、「一般不動産投資顧問業」、「総合不動産投資顧問業」の別を記載すること。

２　「第△△△号」には、不動産投資顧問業者登録簿に登録された番号を記載すること。